

かわさき保健医療プラン [令和6(2024)年度～令和11(2029)年度] (案) について

令和5(2023)年12月

川崎市健康福祉局保健医療政策担当

1 かわさき保健医療プランとは

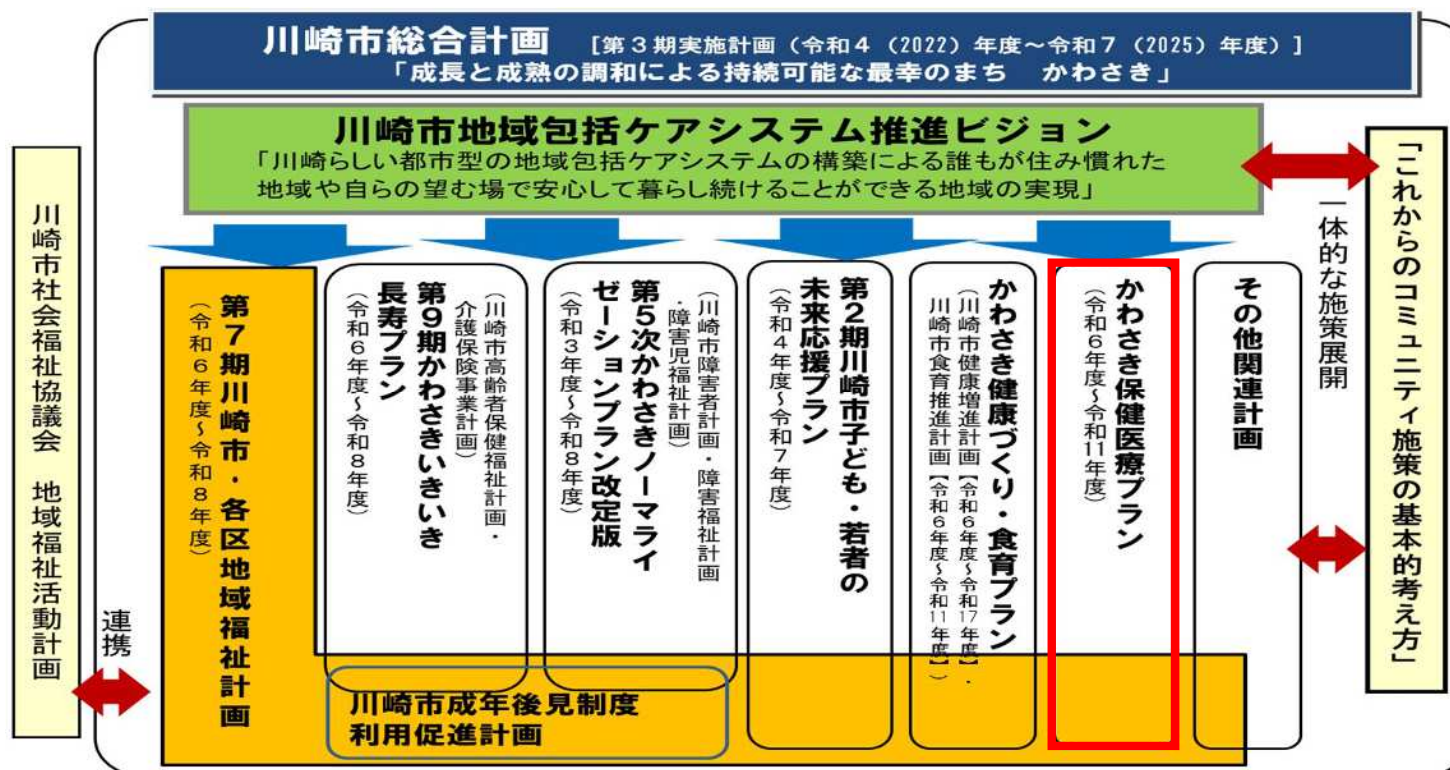
- ◆かわさき保健医療プランは、川崎市の実情に応じた保健医療提供体制の構築に向けて、令和6(2024)年度以降の本市における総合的な保健医療施策の方向性を示すために策定する計画
- ◆医療法に基づき県が策定する①地域医療構想や②保健医療計画を踏まえ、川崎市が独自で策定する任意の行政計画

	①地域医療構想 【県が策定】	②保健医療計画 【県が策定】	③保健医療プラン 【市が策定】
位置づけ	<u>法定計画</u> （医療法）	<u>法定計画</u> （医療法）	<u>任意(独自)</u> の行政計画
目的	<u>高齢化の進展などを踏まえ、令和7(2025)年</u> における医療の必要量を明示し、それに対応する医療提供体制構築に向けた <u>長期的な方向性</u> を示すもの	国から示される計画策定指針等に基づき、 <u>県における医療提供体制の方向性等</u> について示すもの（いわゆる「 <u>医療計画</u> 」）	①地域医療構想や②保健医療計画との整合を図りながら、 <u>本市における総合的な保健医療施策の方向性</u> を示すもの
現行の計画期間	H28(2016)～R7(2025)年度	H30(2018)～ <u>R5(2023)年度</u>	H30(2018)～ <u>R5(2023)年度</u>

2 他計画との関係性

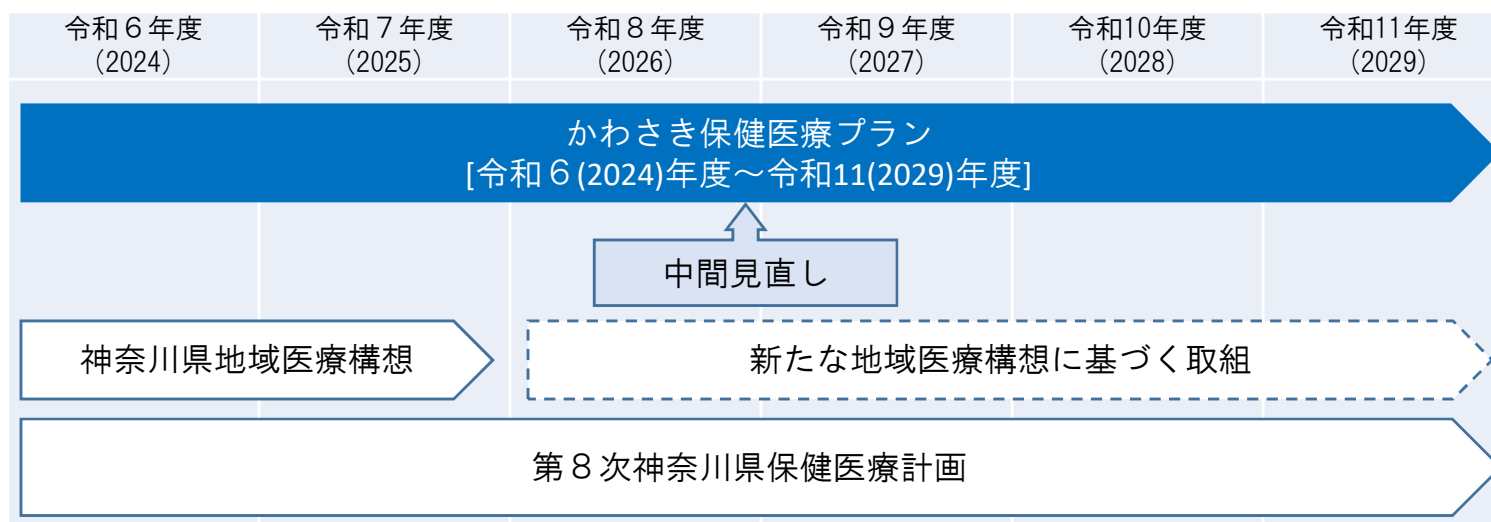
- ◆この計画は「**川崎市総合計画**」のもとに位置付けられ、「**川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン**」を上位概念としています。
- ◆この計画に基づく施策を展開するにあたっては、「**かわさきいきいき長寿プラン**」や「**かわさき健康づくり・食育プラン**」など、他の関連計画と連携していきます。

【かわさき保健医療プランの位置付け】



3 計画期間

- ◆ 計画期間は、**令和6(2024)年度から令和11(2029)年度までの6年間**です。
※神奈川県が医療法に基づき策定する「第8次神奈川県保健医療計画」と同様の期間
- ◆ 計画期間の中間年(3年目)には、必要に応じて**中間見直し**を行います。



- ◆ 現行の地域医療構想は令和7(2025)年度に終期を迎えますが、今後、**令和8(2026)年度以降の新たな地域医療構想**の策定に向けた検討が行われる予定のため、**この計画の中間見直しにおいて最新状況を反映**します。

4 これまでの計画の進捗状況

基本目標Ⅰ 地域での暮らしを支える医療提供体制の構築

- 基準病床数の見直し検討（**病床数の確保**）
- 地域医療構想調整会議等における協議・検討及び地域医療介護総合確保基金を活用した支援（**病床機能の確保**）
- 在宅療養推進協議会等における**医療と介護の円滑な連携**に向けた取組、介護サービス基盤の計画的な整備
- 市立看護短期大学の4年制大学化**や研修会・講習会の開催など、医療従事者の確保・養成に向けた取組 など

基本目標Ⅱ 安全・安心を支える保健医療の提供

- 主要な疾病**(がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患)及び**主要な事業**(救急医療、周産期医療、小児医療、災害時医療、在宅医療)**に対応する医療提供体制**の構築・充実と生活習慣病予防対策の推進
- 川崎脳卒中ネットワークへの支援など、円滑な救急搬送を図るための取組
- 川崎市災害時保健医療ガイドラインの策定・更新、MCA無線の配備、市内病院と連携した訓練の実施、川崎市透析災害対策協議会による共助ネットワークの構築など、発災時における保健医療体制強化に向けた取組
- 新型コロナウイルス感染症に対応する医療提供・検査・療養支援・ワクチン接種等の体制確保**
- 救急医療の適正利用に向けた普及啓発、総合的な保健医療施策及び医療安全対策の推進 など

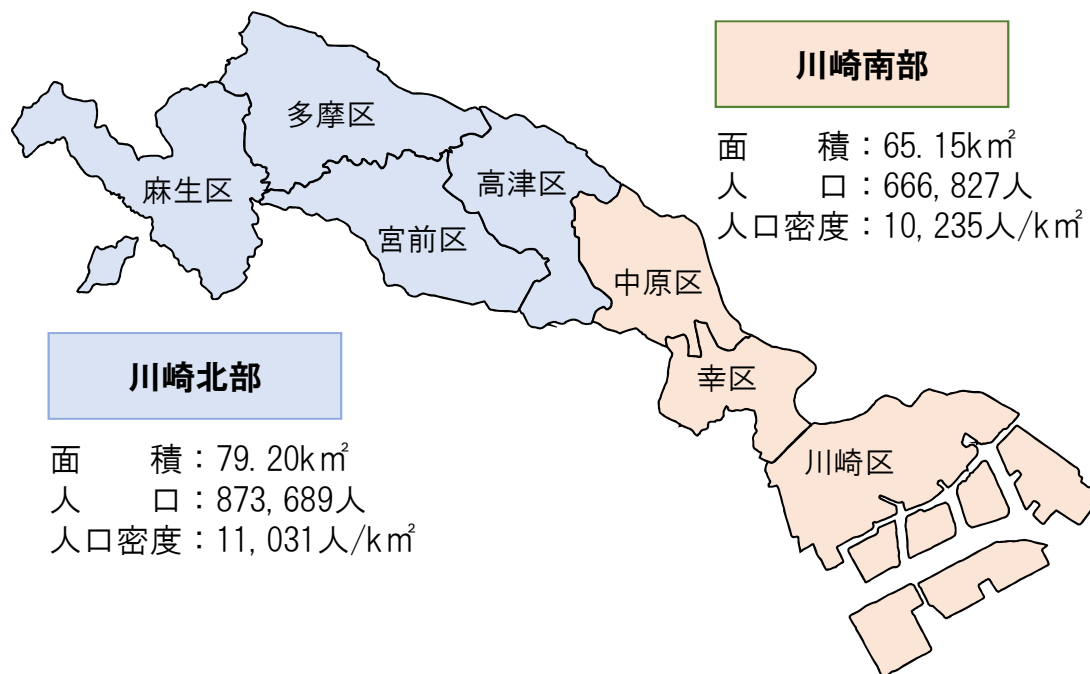
基本目標Ⅲ 市民とともに育む保健医療の推進

- 救急医療情報センター及び医療機関検索サイト「かわさきのお医者さん」による**医療機関案内**
- 日常の健康管理や体調の変化などを気軽に相談できる「**かかりつけ医**」等を持つことの**普及啓発**
- 民間企業との協定締結に基づくリーフレット作成など、外国人市民及び訪日外国人に対する医療情報の発信 など

5 保健医療圏とは

- ◆ **一次保健医療圏**は、**住民の健康相談、健康管理**、かかりつけ医等による**初期医療や在宅医療**などを提供するための最も基礎的な地域単位です。（市内の7区）
- ◆ **二次保健医療圏**は、**一般的な入院医療**への対応を図り、**保健・医療・福祉の連携した総合的な取組**を行うために市区町村を超えて設定するもので、**川崎市には2つの「二次保健医療圏」**が設けられています。（下図のとおり）
- ◆ **三次保健医療圏**は、**高度・特殊な専門領域**や**広域的に実施することが必要な保健医療サービス**を提供するために設定する圏域で、県全域を範囲としています。

【川崎市内の二次保健医療圏】



6 基準病床数とは

- ◆基準病床数とは、「病床を整備するための目標」であるとともに、「基準病床数を超える病床の増加を抑制する基準」です。
- ◆医療法に基づき国が定める算定方法により、原則として二次保健医療圏ごとに、神奈川県保健医療計画で定められています。
- ◆令和5(2023)年4月1日時点では、本市における既存病床数が基準病床数を上回っており、新たな病床整備は行えない状況となっています。
- ◆令和6(2024)年4月以降の基準病床数については、県の会議体において見直しに向けた検討が進められています。

二次保健医療圏	基準病床数 (A)	既存病床数 (B)	過不足 (B-A)	令和6(2024)年度の 基準病床数(素案) <考えられる変動幅>
川崎南部	4,189床	4,776床	587床	3,658床~4,160床
川崎北部	3,796床	4,115床	319床	4,279床~4,961床
合計	7,985床	8,891床	906床	7,937床~9,121床

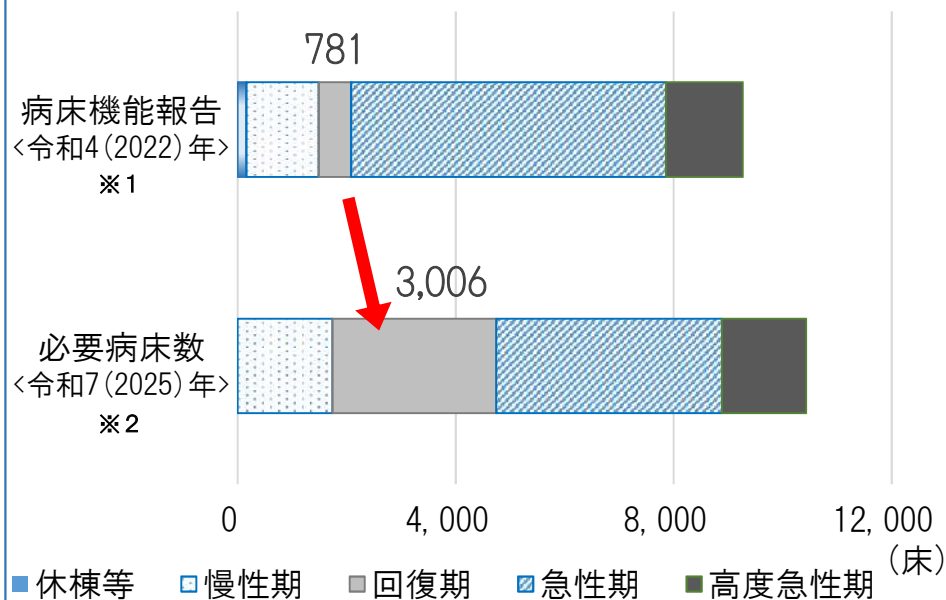
※基準病床数(A)、既存病床数(B)、過不足(B-A)は、令和5(2023)年4月1日時点の状況です。

※令和6(2024)年度の基準病床数については、最終確定に向けて変動することがあるため、現時点で考えられる変動幅をお示ししています。

7 神奈川県地域医療構想とは

- ◆地域医療構想とは、高齢化の進展などを踏まえ、**令和7(2025)年における医療の必要量**を推計し、それに対応する医療提供体制の構築に向けた**長期的な方向性を示すもの**です。
- ◆**令和8(2026)年度以降**については、国において、**新たな地域医療構想の策定に向けた検討**が行われることとなっています。

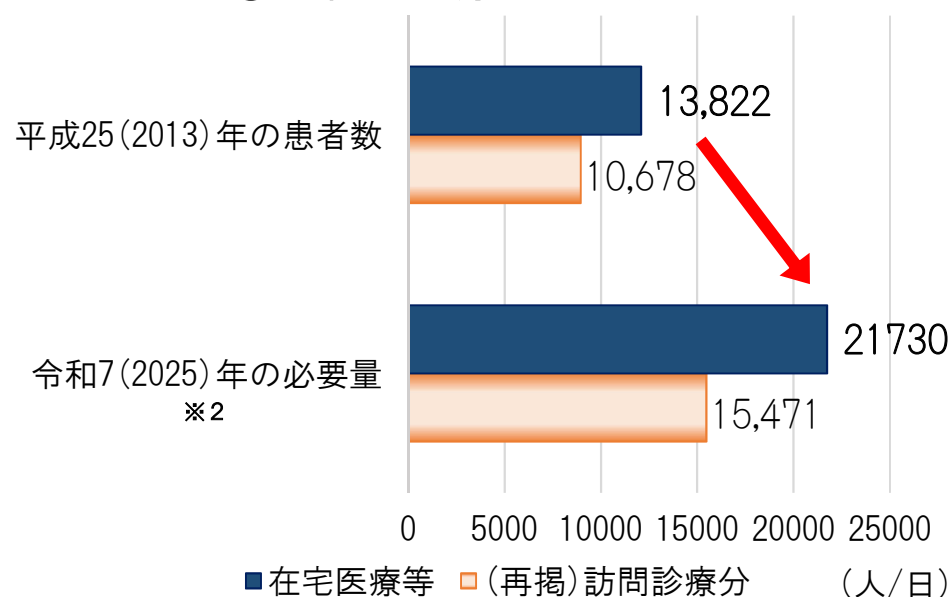
【①：必要病床数（病床機能別）】



⇒ **「回復期機能」を中心に不足する見込み**

必要病床数は、将来のあるべき医療提供体制を目指すための施策を検討する上で参考とすべき推計値であり、病床を整備する目標である基準病床数(7ページ)とは位置付けが異なります。

【②：在宅医療等の必要量】



⇒ **在宅医療等の必要量は増加する見込み**

在宅医療等の必要量については、平成25(2013)年時点の患者数などを踏まえて算定されたものであるため、その時点の患者数との比較を掲載しています。

※1 病床機能報告は、医療機関が自らの考えに基づき、病棟単位で病床機能を選択するのに対し、必要病床数は診療報酬の点数等をもとに病床機能を区分しており、両者の算定方法が異なることについて注意が必要です。

※2 上記の令和7(2025)年度の数値は、平成28(2016)年10月に策定された「神奈川県地域医療構想」において算定されたものです。

8 施策体系

[基本理念] 市民とともに支える誰もが住み慣れた地域で安心して保健医療サービスを受けることができる社会の実現

基本目標Ⅰ

将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築

基本目標Ⅱ

安全・安心を支える保健医療の充実

基本目標Ⅲ

市民とともに育む保健医療の推進



施策Ⅰ-1 将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携

- ①不足が見込まれる病床機能の確保
- ②異なる病床機能間や在宅医療との連携体制の確保
- ③市立病院の機能と役割

施策Ⅰ-2 在宅医療の推進及び医療と介護の連携

- ①在宅医療及び医療・介護連携の推進
- ②介護サービス基盤の整備推進
- ③在宅医療の普及啓発

施策Ⅰ-3 医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

- ①働きやすい勤務環境づくりの支援
- ②看護職員の確保・養成
- ③在宅医療を担う人材の確保・養成

施策Ⅱ-1 主要な疾病(5疾病)における医療提供体制の構築

- ①がん
- ②脳卒中
- ③心筋梗塞等の心血管疾患
- ④糖尿病
- ⑤精神疾患
- ⑥生活習慣病予防

施策Ⅱ-2 主要な事業(6事業)における医療提供体制の充実

- ①救急医療
- ②周産期(救急)医療
- ③小児(救急)医療
- ④災害時における医療
- ⑤新興感染症の発生・まん延時における医療
- ⑥在宅医療(再掲)

施策Ⅱ-3 主要な保健医療施策の推進

- ①感染症対策
- ②難病対策
- ③アレルギー疾患対策
- ④歯科保健医療
- ⑤障害(児)者の保健医療
- ⑥認知症対策
- ⑦高齢化に伴う対策
- ⑧母子保健
- ⑨学校保健
- ⑩食品衛生
- ⑪生活衛生

施策Ⅱ-4 医療分野における安全対策の推進

- ①医療安全対策
- ②医薬品の安全対策等

施策Ⅲ-1 市民への情報発信・普及啓発の推進

- ①医療の適正利用・かかりつけ医等の普及啓発
- ②医療機関情報の発信
- ③国際化に対応した医療情報の提供
- ④乳幼児の事故防止
- ⑤地域包括ケアシステムポータルサイトにおける情報発信

施策Ⅲ-2 市民の支え合いと助け合いの推進

- ①献血(血液の確保)
- ②市民救命士と応急手当

施策Ⅲ-3 調査・研究活動等の推進

- ①健康安全研究所
- ②京浜臨海部におけるライフイノベーションの推進

9 基本目標Ⅰ：将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築 ①

施策Ⅰ-1 将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携

【主な課題】

- 将来的な医療需要の増加に対応できる**病床数の確保(量的対応)**と**病床機能の確保(質的対応)**
- 各病床機能を担う病院や在宅医療を担う診療所等との**連携体制の構築** など



【今後の主な取組】

○ **不足が見込まれる病床機能の確保**

- 基準病床数の見直し検討、不足が見込まれる機能区分を担う病床への優先配分、地域医療介護総合確保基金を活用した支援 など

優先的に配分する病床機能の例

- ・ 回復期リハビリテーション病床や地域包括ケア病床などの回復期機能を担う病床（特に在宅療養者の急変時における受入れを積極的に行う地域包括ケア病床）
- ・ 療養病床などの慢性期機能を担う病床
- ・ 緩和ケア病床
- ・ その他（地域の課題や実情を踏まえて必要となる病床）

○ **市立病院における多様な医療機能の発揮**

- 地域における基幹病院及び中核病院として、高度・特殊・急性期医療や救急医療等の安定的な提供 など

9 基本目標 I : 将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築 ②

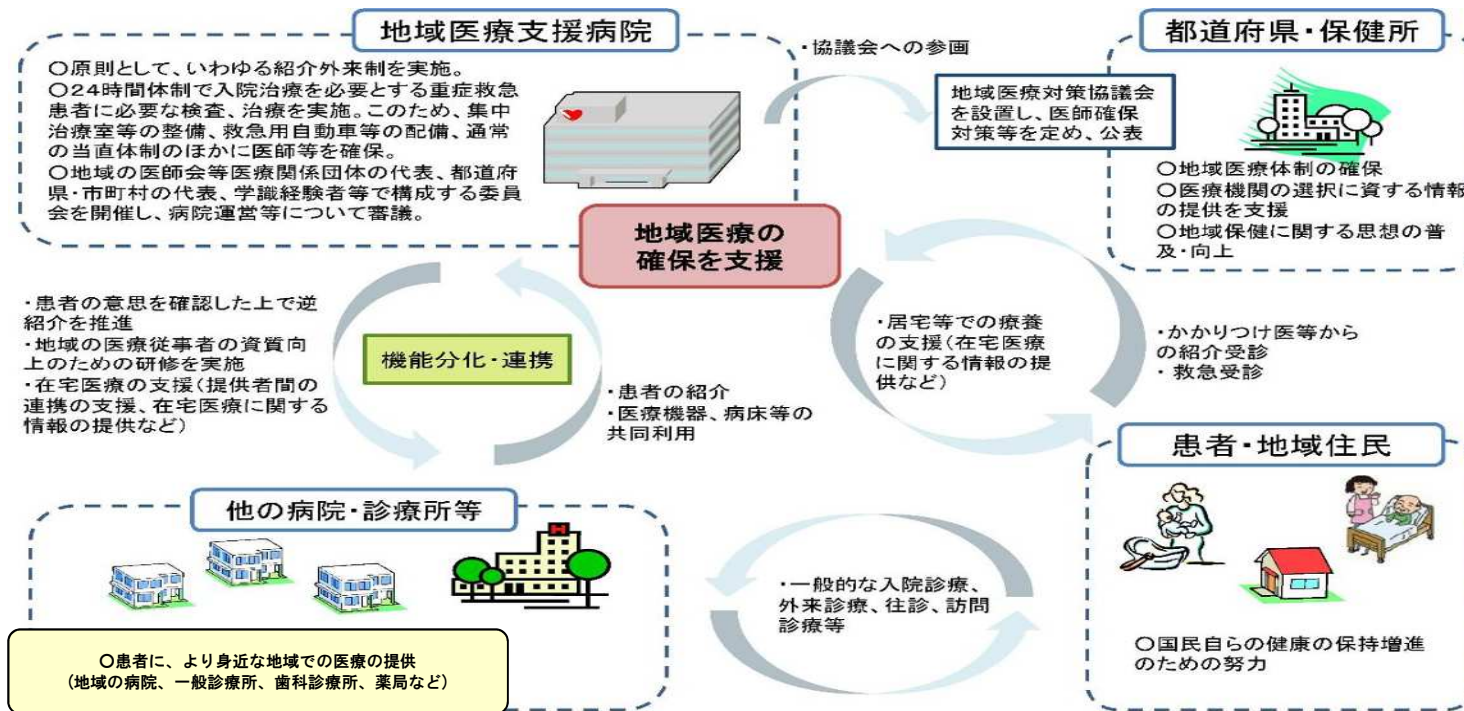
施策 I-1 将来の医療需要を踏まえた病床機能の確保及び連携

【今後の主な取組】 (続き)

○ 異なる病床機能間や在宅医療との連携体制の確保

→ 地域医療構想調整会議等を活用した地域医療関係者による意見交換・協議 など

～地域医療支援病院(※)の役割～



※地域医療支援病院とは、「かかりつけ医」等を支援するとともに、他の医療機関との適切な連携を図り、地域医療の充実に資する役割を担う病院のことで、市内には5施設が設置されています。(令和5(2023)年4月1日現在)

9 基本目標 I : 将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築 ③

施策 I-2 在宅医療の推進及び医療と介護の連携

【主な課題】

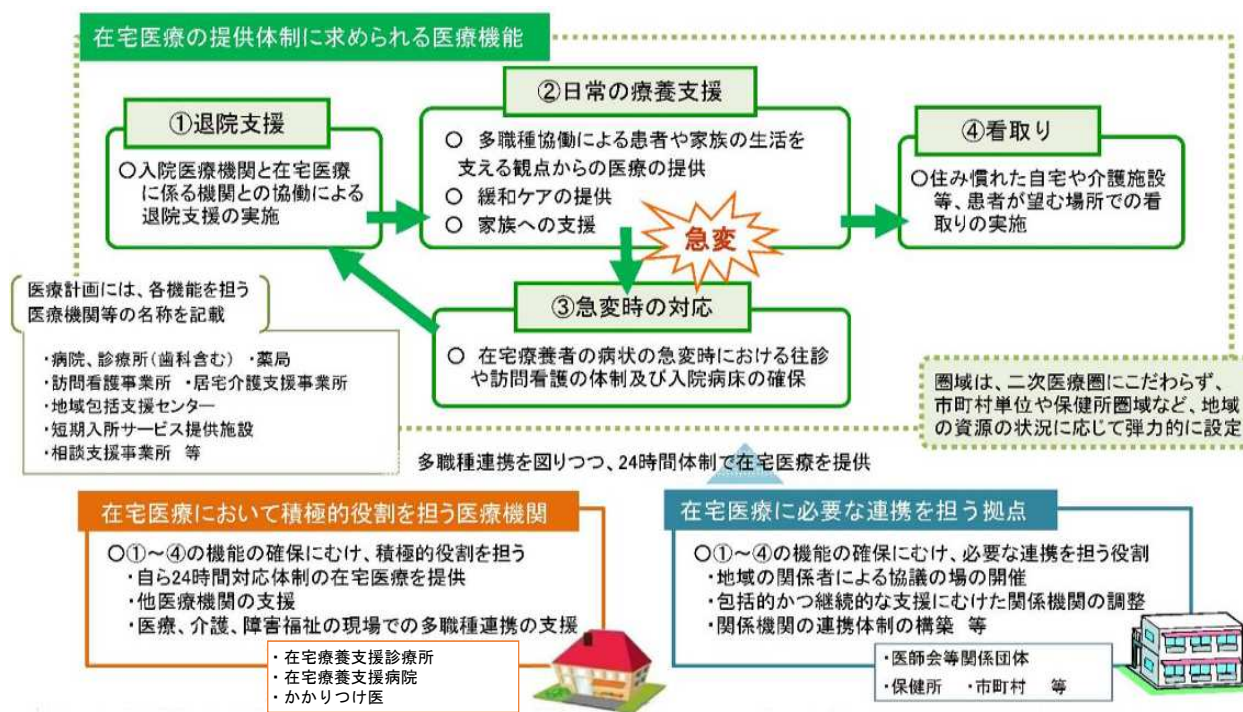
- 高齢化の進展等に伴い**増加する在宅医療ニーズ**への的確な対応
- 入院医療から在宅医療・介護まで**一連のサービスが切れ目なく円滑に提供できる体制**の構築 など



【今後の主な取組】

- **在宅医療及び医療・介護連携の推進**
 - 在宅療養推進協議会による取組
 - 地域リハビリテーションの推進
 - 医療的ケア児連絡調整会議による協議 など

～「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



9 基本目標 I : 将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築 ④

施策 I-2 在宅医療の推進及び医療と介護の連携

【今後の主な取組】 (続き)

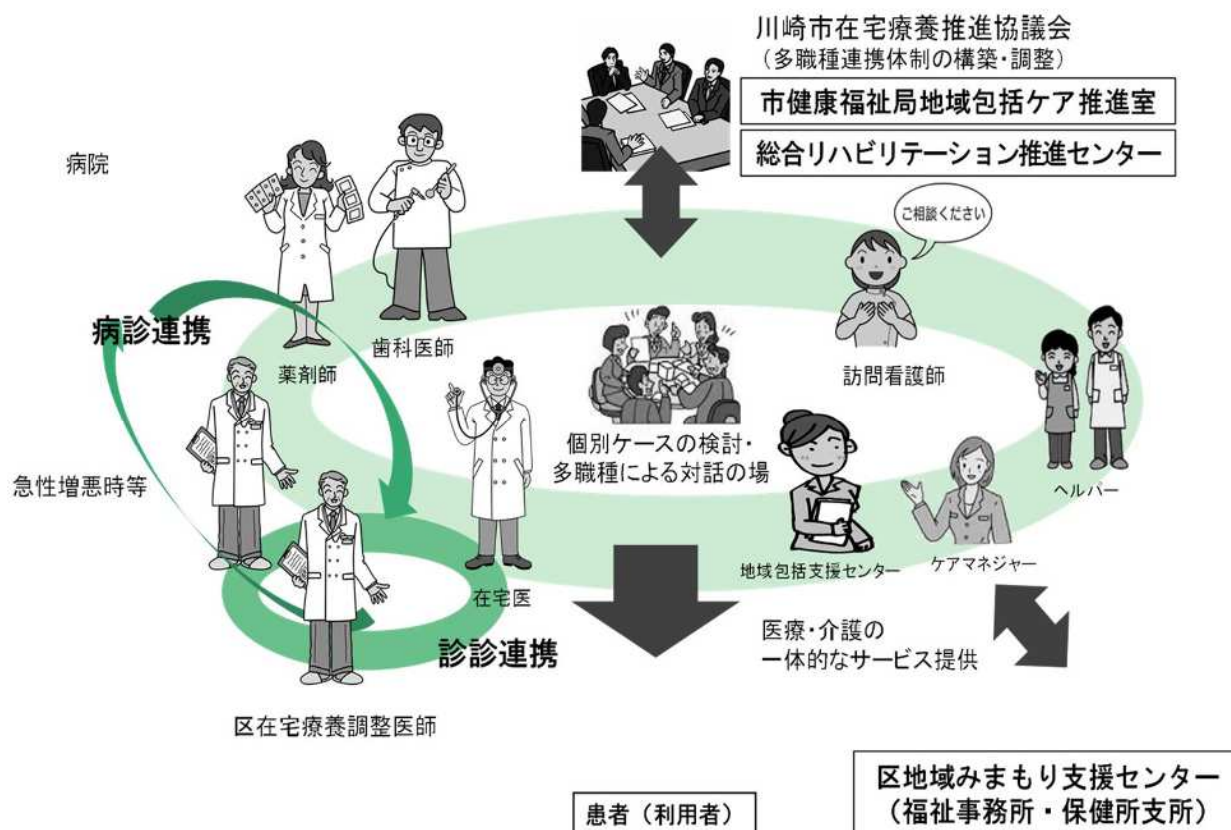
○ **介護サービス基盤の整備推進**

→ 地域密着型サービスの整備、施設の老朽化対策 など

○ **在宅医療の普及啓発**

→ 在宅医療に関する正しい知識と理解が浸透するよう、市民に対する情報発信 など

～医療と介護の連携のイメージ～



9 基本目標Ⅰ：将来の医療需要に対応する持続的な医療提供体制の構築 ⑤

施策Ⅰ-3 医療提供体制を支える医療従事者の確保・養成

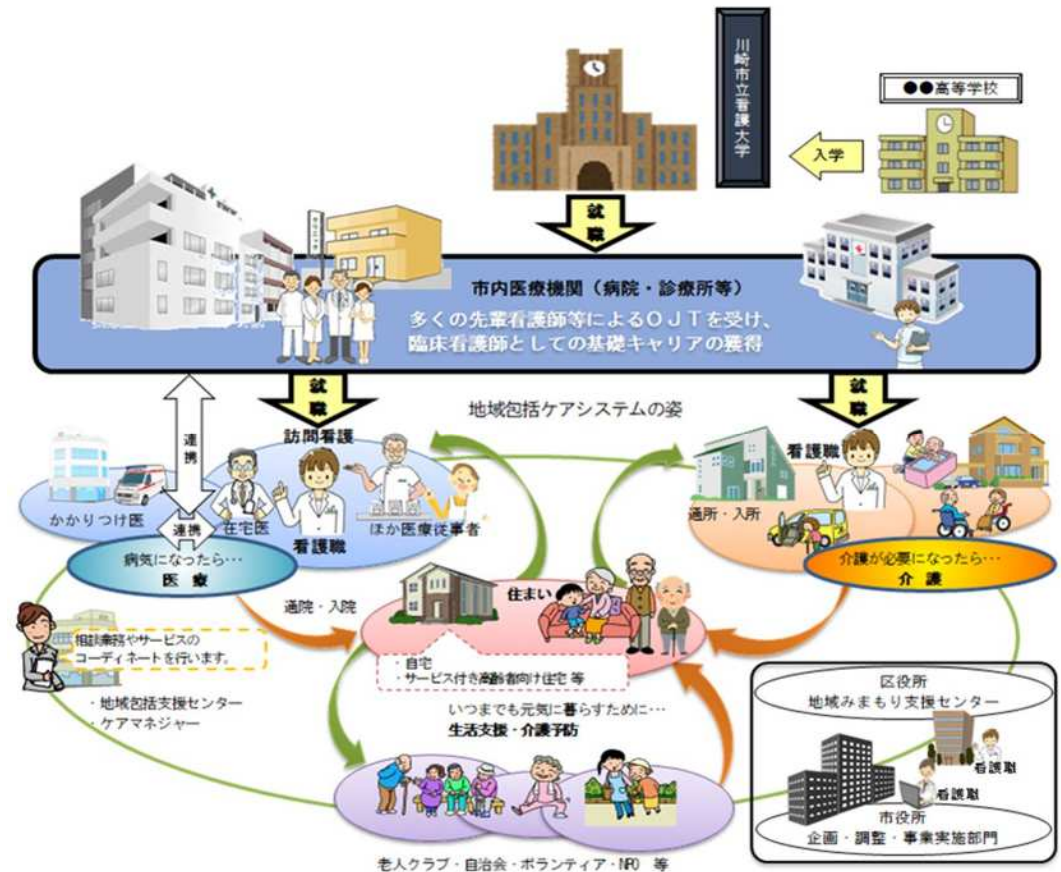
【主な課題】

- 在宅医療を含めた各種医療提供体制を支える**医療従事者の確保** など

【今後の主な取組】

- **働きやすい勤務環境づくりの支援**
 - 院内保育所に対する運営支援 など
- **看護職員の確保・養成**
 - 市立看護大学及び大学院などによる質の高い看護人材の養成
 - 看護師等修学資金貸付制度や市立看護大学奨学金制度の運用
 - 川崎市看護協会が行うナーシングセンター事業の支援 など
- **在宅医療を担う人材の確保・養成**
 - 在宅医養成研修、地域リーダー研修、訪問看護師養成講習会等の各種研修の実施 など

～地域包括ケアシステムを支える看護人材の養成～



10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ①

施策Ⅱ-1 主要な疾病(5疾病)における医療提供体制の構築

【主な課題】

- **各疾病の特性に応じた医療提供体制**の安定的確保、**各疾病の予防**に向けた対策 など

【今後の主な取組】

- **主要な疾病(※)に対応する医療提供体制の構築**

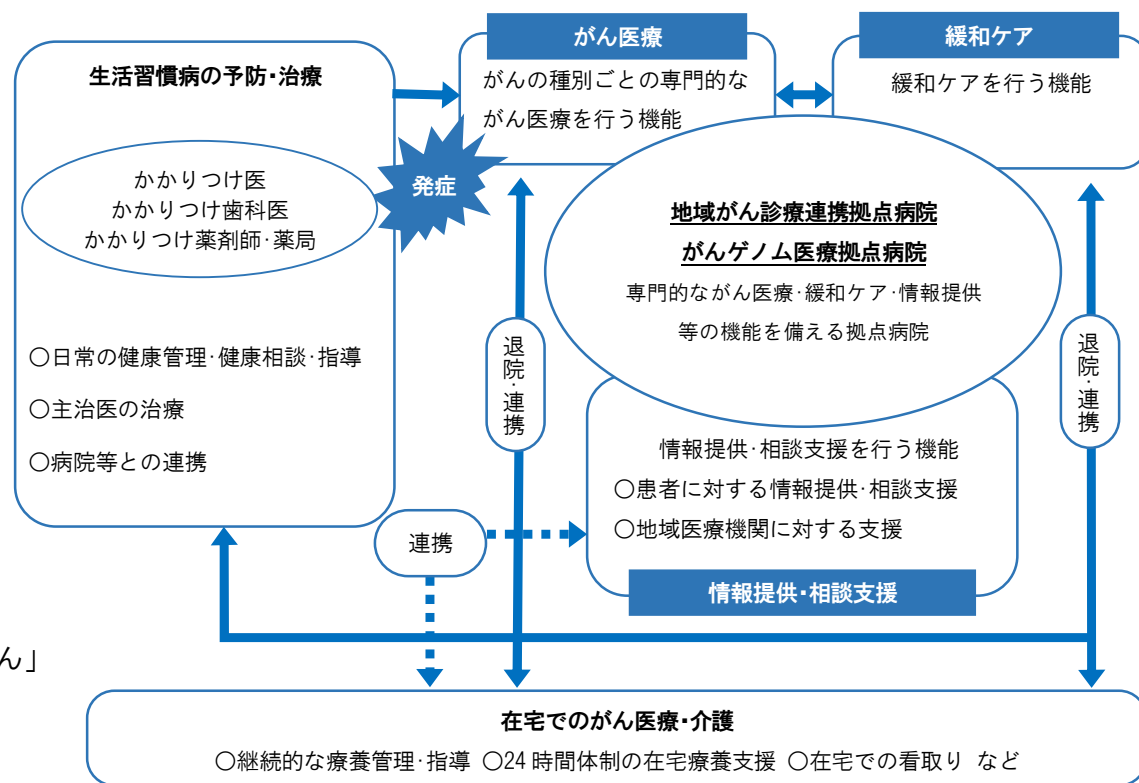
- 地域がん診療連携拠点病院等を中心とした連携強化
- 脳卒中ネットワークとの連携など救急搬送の円滑化
- 精神科救急医療体制の安定的確保など

- **生活習慣病予防対策**の推進

- かわさき健康づくり・食育プランに基づく取組 など

※主要な疾病とは、国民全体の死因のうち上位を占める「がん」「脳卒中」「心筋梗塞等の心血管疾患」、それらの疾病の危険因子となる慢性疾患である「糖尿病」、全ての人にとって身近な病気である「精神疾患」の5つのことです。

～がんの医療提供体制～

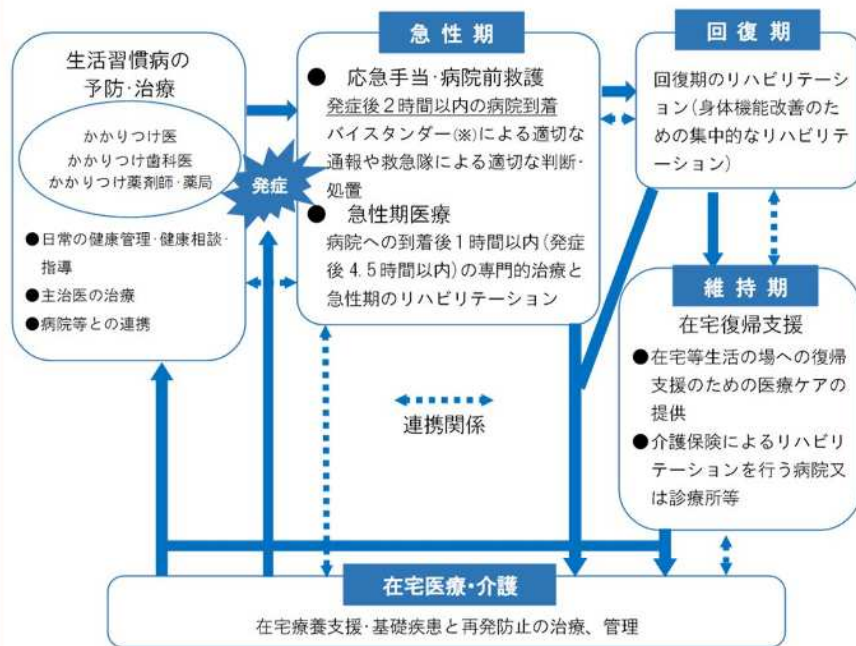


10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ②

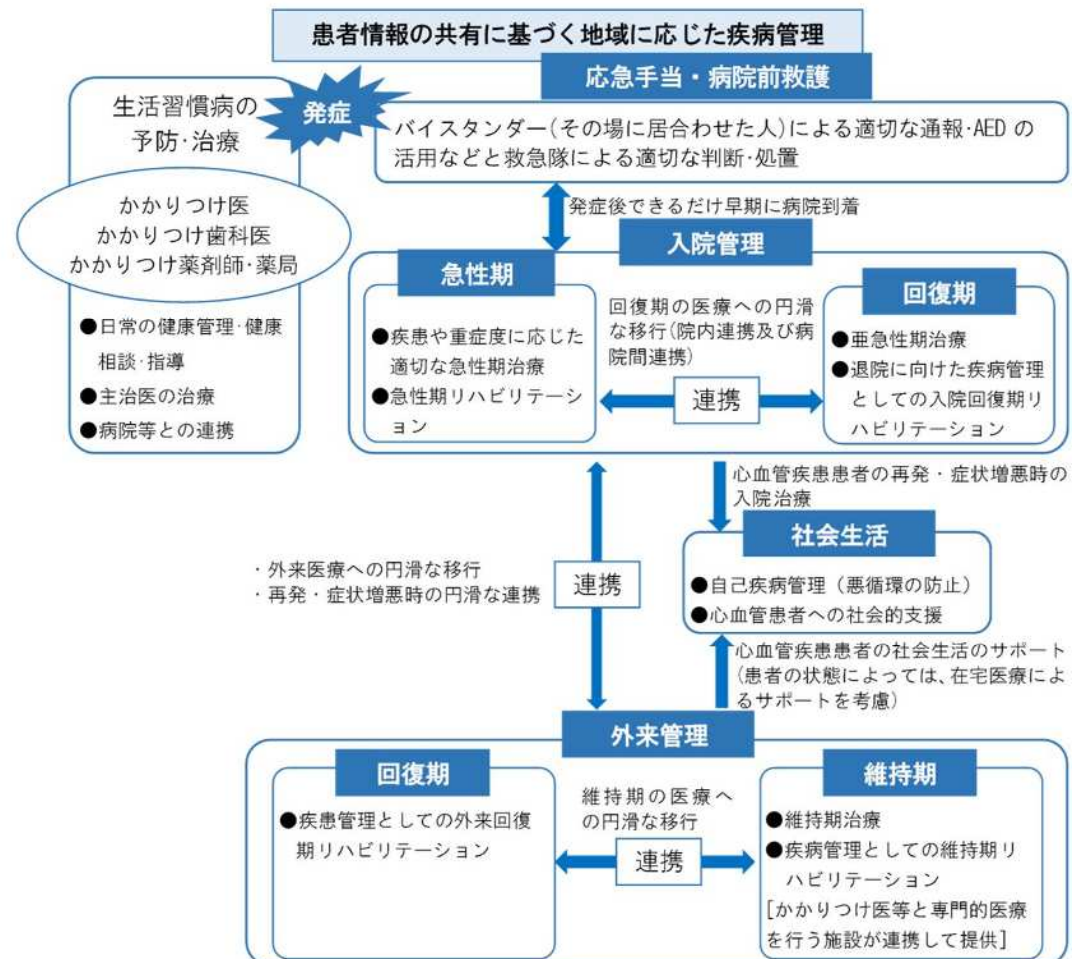
施策Ⅱ-1 主要な疾病(5疾病)における医療提供体制の構築

【今後の主な取組】 (続き)

～脳卒中の医療提供体制～



～心血管疾患の医療提供体制～



10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ③

施策Ⅱ-2 主要な事業(6事業)における医療提供体制の充実

【主な課題】

○ 主要な事業^(※)に対応する効率的で質の高い医療提供体制の安定的確保 など

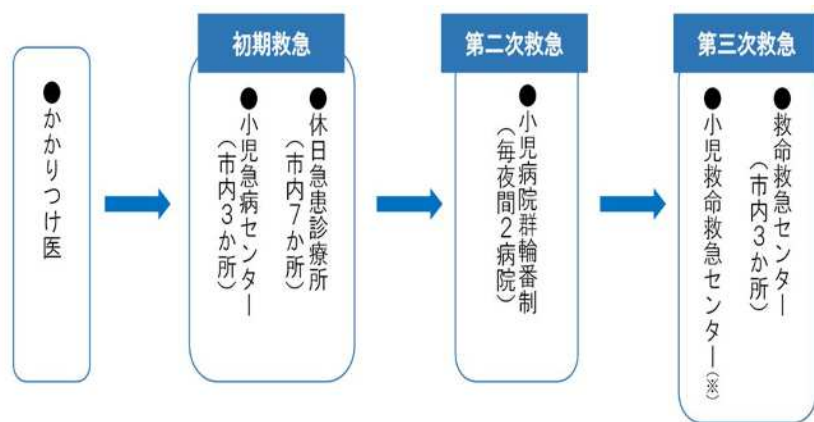
※医療法に基づく主要事業としては「救急医療」「周産期医療」「小児医療」「災害時における医療」「新興感染症の発生・まん延時における医療」「へき地の医療」がありますが、本市においては「へき地」の該当がないため、記載していません。そのため、本市では、その他の5事業及び「在宅医療」を総称し、主要な6事業としています。

【今後の主な取組】

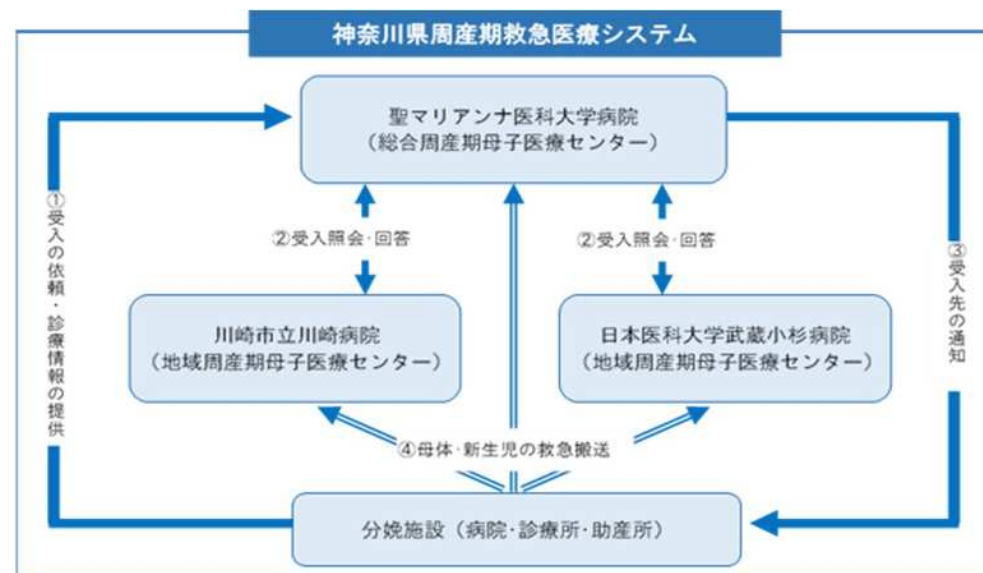
○ 救急医療体制、周産期医療体制、小児医療体制の確保・充実

→各医療提供体制の継続的・安定的な運営
に向けた支援 など

～小児救急医療提供体制～



～周産期医療ネットワーク～



10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ④

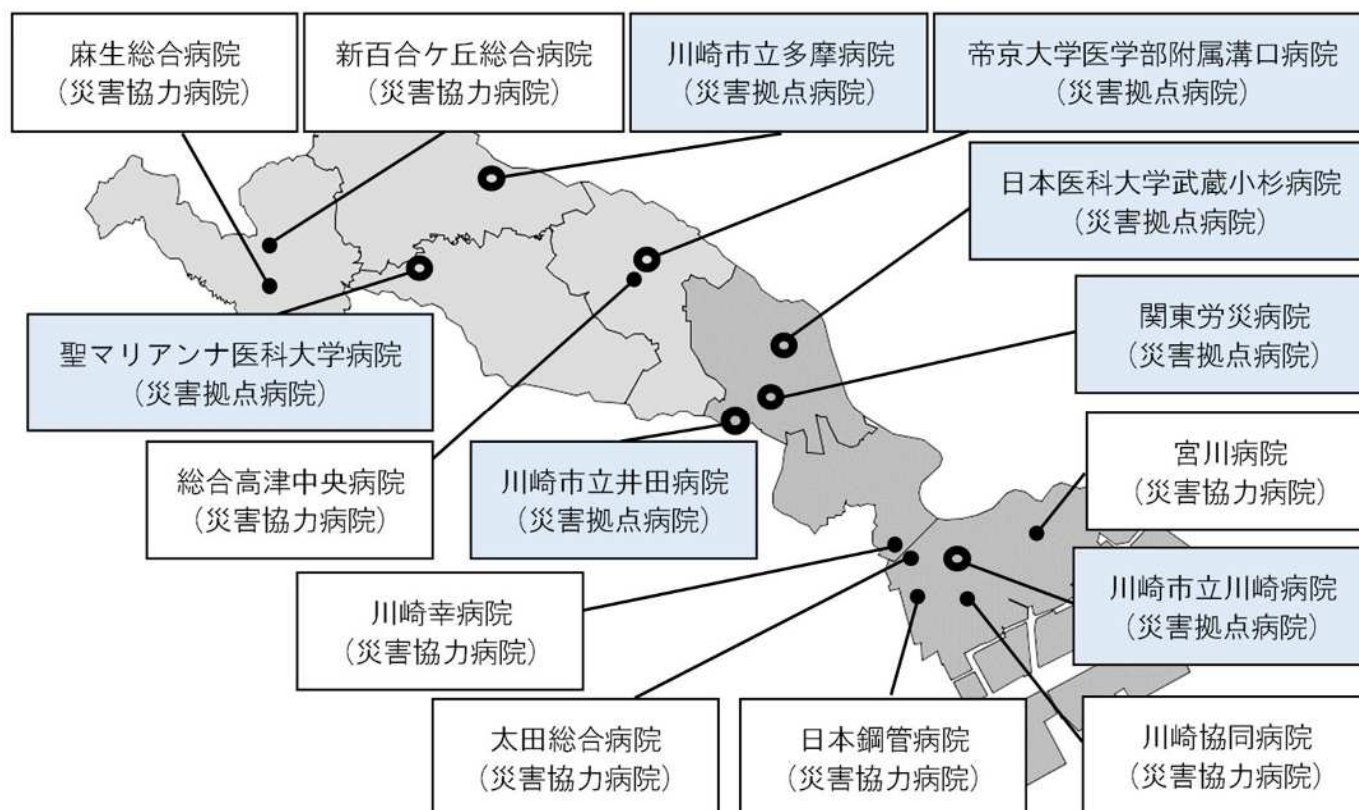
施策Ⅱ-2 主要な事業(6事業)における医療提供体制の充実

【今後の主な取組】 (続き)

○ 災害時医療の充実に向けた平時からの取組

→ 保健医療調整本部体制の充実を図るための各種訓練・研修・会議の実施 など

～市内の災害拠点病院・災害協力病院～



10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ⑤

施策Ⅱ-2 主要な事業(6事業)における医療提供体制の充実

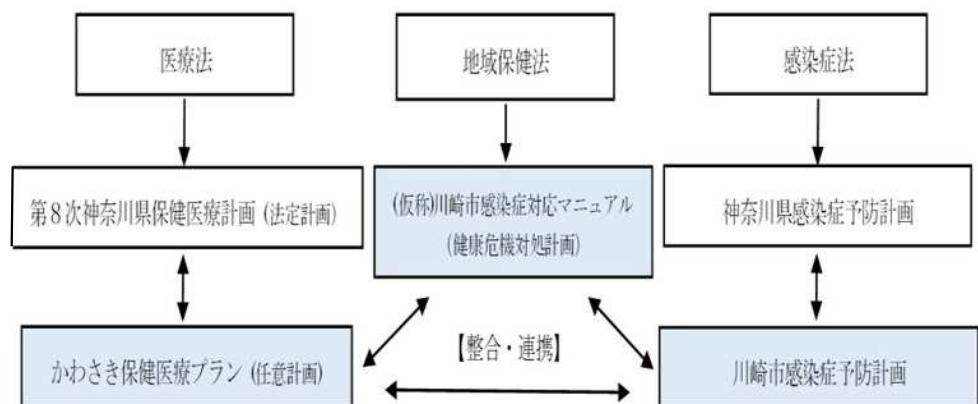
【今後の主な取組】 (続き)

○ 新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の整備

→ 通常医療とのバランスを保ちながら新興感染症への医療提供を円滑に行うための
平時からの計画的な準備 など

～新興感染症対応に関する本市行政計画の関係性～

～医療措置協定(※)の内容～



- 協定の内容
- ①入院病床 { 「流行初期医療確保措置」あり
上記措置なし
 - ②発熱外来 { 「流行初期医療確保措置」あり
上記措置なし
 - ③自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等
への医療提供
 - ④後方支援(新興感染症以外の患者受け入れ等)
 - ⑤人材派遣
 - ⑥個人防護具

※医療措置協定とは、将来的な新興感染症の発生・まん延時において速やかに入院、外来診療、自宅療養者等への医療等が提供できるよう、県が改正感染症法に基づき、平時から医療機関、薬局、訪問看護事業所等との間で締結するものです。

10 基本目標Ⅱ：安全・安心を支える保健医療の充実 ⑥

施策Ⅱ-3 主要な保健医療施策の推進

【主な課題】

- 高齢者や障害者などを含めた誰もが健康で質の高い生活を送るための**総合的な保健医療施策** など



【今後の主な取組】

- **各分野に対応した保健医療施策の展開**
 - 感染症対策、難病対策、アレルギー疾患対策、歯科保健医療、障害(児)者の保健医療、認知症対策、高齢化に伴う対策、母子保健、学校保健、食品衛生、生活衛生 など

施策Ⅱ-4 医療分野における安全対策の推進

【主な課題】

- 市民の健康で安全な暮らしを支えるための**総合的な医療安全対策** など



【今後の主な取組】

- **医療安全対策・医薬品の安全対策等の推進**
 - 医療機関や薬局に対する立入検査や監視指導
 - 研修会・講習会の開催、医療安全相談センターの運営 など

1 1 基本目標Ⅲ：市民とともに育む保健医療の推進 ①

施策Ⅲ-1 市民への情報発信・普及啓発の推進

【主な課題】

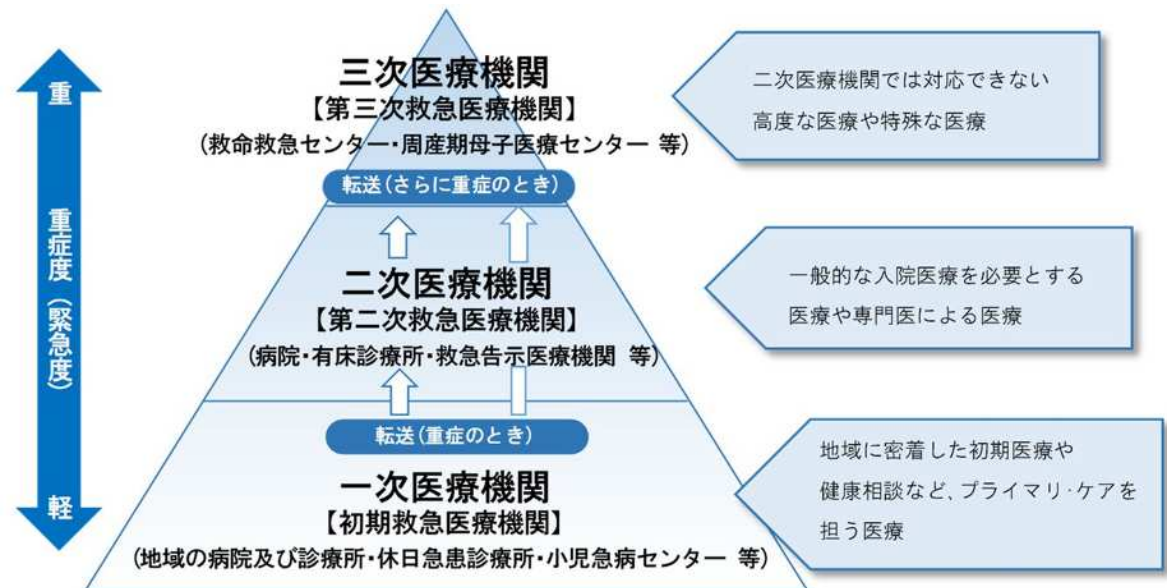
- 医療を受ける方が状況に応じた適切な受療行動をとれるよう、**医療情報の発信・普及啓発** など



【今後の主な取組】

- **医療の適正利用・かかりつけ医等に関する普及啓発**
 - かかりつけ医等を持つことや救急医療の適正利用に関する情報発信 など
- **医療機関情報等の発信**
 - 救急医療情報センターの運営
 - 外国人向け医療情報の発信 など

～医療機関の分類のイメージ～



1 1 基本目標Ⅲ：市民とともに育む保健医療の推進 ②

施策Ⅲ-2 市民の支え合いと助け合いの推進

施策Ⅲ-3 調査・研究活動等の推進

【主な課題】

- 地域における効果的な医療提供体制を支える**市民の理解・協力**、市民の安全等に向けた**調査・研究活動** など



【今後の主な取組】

- **献血（血液の確保）**に向けた市民向け啓発、**市民救命士**の育成
- **健康安全研究所**における公衆衛生に関する試験検査・調査研究・研修指導・情報発信 など

1 2 計画の進捗管理

◆年度ごとに施策の進捗状況等を整理し、その結果を地域の医療関係者等により構成される「川崎市地域医療審議会」で点検・評価するなど、「PDCAサイクル」に基づく評価と見直しを行いながら、計画的に保健医療施策を推進します。

【PDCAサイクルのイメージ】

